

水戸少年少女発明クラブ規約

(名称)

第1条 このクラブは、水戸少年少女発明クラブ（以下「発明クラブ」という。）と称する。

(目的)

第2条 発明クラブは、次代を担う児童生徒に科学技術に関する興味や関心を追究する場を提供し、科学的で独創的な発想に基づく創作活動を通して、発明くふうの楽しさと創作する喜びを体得させることにより、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 発明クラブは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 創作活動
- (2) 作品展の開催及び各種作品展への参加
- (3) その他目的達成のため必要な活動

(組織)

第4条 発明クラブは、クラブ員及び運営委員をもって組織する。

2 クラブ員は、水戸市内に居住又は市内の学校に在籍する小学3年生から中学3年生までの児童生徒とする。

3 運営委員は、水戸市教育委員会教育長が依頼した有識者とする。

(役員)

第5条 発明クラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、第10条の運営委員会において選任し、公益社団法人発明協会の会長が委嘱する。副会長は、運営委員会において運営委員の互選により選出する。

2 監事は、運営委員会において選出する。

(役員の職務)

第7条 会長は、発明クラブを代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を運営委員会に報告する。

(役員の任期等)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会において選出する。

3 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(育成会長)

第9条 発明クラブに、育成会長を置くことができる。

2 育成会長は、会長が運営委員会の承認を得て委嘱する。

- 3 育成会長は、発明クラブの育成及び発展のために活動を支援する。
- 4 育成会長は、会長の諮問に応じて運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
(運営委員会)

第10条 発明クラブに運営委員会を置き、次の掲げる事項を審議する。

- (1) 事業計画及び予算
 - (2) 事業報告及び決算
 - (3) 規約の改正
 - (4) その他必要な事項
- 2 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。
 - 3 運営委員会は、会長が招集し、その議長となる。
 - 4 運営委員会は、年1回以上開催する。
 - 5 運営委員会は、構成員の過半数の出席によって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 やむを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、会長に委任状を提出することができる。この場合において、第10条第5項の定足数の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

(専任指導員及び指導員)

第11条 発明クラブに、専任指導員及び指導員を置く。

- 2 専任指導員及び指導員は、会長が任命する。
- 3 専任指導員は、会長及び事務局と連携して事業計画に基づく計画を進めるとともに、指導員を統括し、クラブ員の指導及び助言を行う。
- 4 指導員は、クラブ員の指導及び助言を行う。

(専任指導員及び指導員の任期)

第12条 専任指導員及び指導員の任期は、第8条第1項を準用する。

(指導員アシスタント)

第13条 会長は、指導員を補助するため、指導員アシスタントを置くことができる。

(事務局)

第14条 発明クラブの事務局は、水戸市教育委員会事務局教育部生涯学習課におく。

(経費及び会計年度)

- 第15条 発明クラブの経費は、会費、補助金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 発明クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成19年11月24日から施行する。

付 則

平成24年4月27日 全部改正

付 則

令和3年4月28日 一部改正

付 則

令和 6 年 2 月 24 日 一部改正

付 則

令和 7 年 2 月 16 日 一部改正